

## 社会福祉法人吾郷会 役員等退職金規程

### (目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人吾郷会（以下「当法人」という。）の役員等として法人業務に功勞した者に対する退職金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 適用範囲は、当法人の理事長、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）とする。ただし、相談役は除外する。

### (基 準)

第3条 退職金は役員等の在籍年数に応じ次の基準により支払うものとする。

- (1) 理事長は在籍年数に30,000円を乗じた金額。
  - (2) 評議員・理事・監事は在籍年数に20,000円を乗じた金額。
- 2 役職を異動した場合は、異動するまでの積立額をそのまま加算する。

### (算出方法)

第4条 年数の計算に際しては、6カ月以上在籍した場合は1年とみなすものとする。

- 2 退職金の計算の結果、1,000円未満の端数を生じた時は、1,000円に切り上げるものとする。

### (支給の除外)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、退職金は支給しない。

### (支払いの時期)

第6条 支払いは役員等を辞した後1ヶ月以内に支払うものとする。

### (雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会において決定する。

この規程は、平成18年12月25日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日より改訂する。

この規程は、令和元年6月13日より改訂する。